

下関市立市民病院医療機能分析等支援業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

下関医療圏における地域医療構想を推進し、将来も持続可能な医療提供体制を構築するため、調整会議においての議論をまとめた「下関医療圏地域医療構想調整会議中間報告（高度急性期・急性期機能編 Ver. 1.0）」に基づき、二次救急医療を担う4病院における再編の議論を円滑に進めるため、下関市立市民病院に関連した医療機能分析等を実施することを目的に業務委託するもの。

2 業務の概要

- (1) 業務名 下関市立市民病院医療機能分析等支援業務
- (2) 履行場所 下関市内及び業務に関係する出張地
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙 仕様書のとおり

3 予算額（提案上限額）

見積り限度額 12,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 日程

項目	日程
プロポーザル実施の公告	令和4年7月11日（月）
質問の受付期間	令和4年7月11日（月）から 令和4年7月15日（金）17時まで
質問に対する回答	令和4年7月20日（水）まで
参加申込書の提出期限	令和4年7月22日（金）17時まで
参加資格審査結果通知	令和4年7月26日（火）までに通知
企画提案書の提出期限	令和4年8月2日（火）17時まで
プレゼンテーション	令和4年8月5日（金）【予定】
選考結果通知	令和4年8月8日（月）【予定】

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該

当しないこと。

- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約締結の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく計画認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 複数事業者による連合体でないこと。
- (6) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (7) 一般病床が300床以上で急性期医療を担う公立病院の再編に関する支援業務を地方公共団体等から元請として受注し、完了した契約実績が豊富にあり、再編に向けた多様な提案ができること。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 会社概要の分かるもの（パンフレット等）
- ウ 5 参加資格（7）に掲げる業務の実績一覧（任意様式）
発注者、契約期間、業務名、業務概要及び受注額を記載すること。

(2) 提出方法

郵送、持参又は電子メール

(E-mail : smbyoink@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

(3) 提出期限

令和4年7月22日（金）17時まで必着

※提出期限までに、事務局に電話で到着を確認してください。

(4) 提出先

下関市保健部地域医療課

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和4年7月26日（火）

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和4年7月27日（水）17時までに

事務局に電話でご確認ください。

イ 通知方法 電子メール

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができます。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 質問様式 別紙「質問書（様式2）」のとおり

イ 提出方法 電子メール（必ず件名を明記すること。）

<E-mail : smbyoink@city.shimonoseki.yamaguchi.jp>

※受付期限までに、事務局に電話で到着を確認してください。

ウ 受付期間 公告の日～令和4年7月15日（金）17時必着

エ 提出先 下関市保健部地域医療課

(2) 回答

ア 回答方法 電子メール

<E-mail : smbyoink@city.shimonoseki.yamaguchi.jp>

※随時、本市公式ウェブサイトにて質問回答一覧を公開

イ 回答日 令和4年7月20日（水）まで随時

8 企画提案書作成方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案への応募について（様式3）

イ 企画提案書（任意様式）

企画提案書の記載内容は自由ですが、仕様書の内容及び評価基準に示す評価の視点に対応した内容については必ず記載してください。

ウ 見積書（任意様式）

積算根拠となる業務内容ごとの単価等を記載すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本9部（副本はコピー可）

なお、1部ごとにA4版2穴サイズのファイルに綴じて提出すること。

(3) 提出期限

令和4年8月2日（火）17時まで必着

(4) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

(5) 提出先

下関市保健部地域医療課

9 審査方法

(1) 評価基準

別紙 評価基準のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

ア 日程 令和4年8月5日(金)【予定】
時間等の詳細については、別途連絡します。

イ 実施方法 Web会議方式とします。
なお、Web会議のツールはZoomとします(市はiPadを使用)。

ウ 出席者 3名以内

エ 実施時間 45分以内(質疑応答時間15分程度を含む)

オ 順番 市が企画提案書を受理した順番とします。

(3) 候補者の選定方法

ア 市が設置したプロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行います。

イ 失格者を除き、各審査委員の評価点の合計(以下「総合点」という。)が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行います。

ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には「1. 業務内容」の項目の評価点が高い者を候補者として選定します。

エ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者として選定しません。

10 選定結果

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書(様式4)により通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表します。

- （１）所管課及び業務名
- （２）企画提案者数
- （３）候補者の名称及び総合点

1 1 契約締結に向けての協議

- （１）提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- （２）業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- （３）業務の実施に際して個人情報を取得したときは、下関市個人情報保護条例（平成17年条例第459号）の規定に基づき、これを適切に取り扱うものとします。

1 2 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとします。

1 3 その他

（１）提出書類の取扱い

- ア 提出された書類は返却しません。
- イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。
- ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。
- エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合

があります。

- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。
やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。
- (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とします。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
 - カ 見積書の金額が、本市の提示する見積り限度額を超過した場合
- (5) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でも、プレゼンテーションは実施します。
- (6) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議申し立てることはできないものとします。
- (8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

1 4 提出・問い合わせ先（事務局）

下関市保健部地域医療課 担当：奥村、安藤

住所：〒750-8521 下関市南部町1番1号

電話：083-231-1714 FAX：083-231-1719

E-mail：smbyoink@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1 5 施行期間

本要領は、令和4年7月11日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。